

～ 加賀市霊苑（墓苑）使用についてのお願い ～

◎ 注意事項

- 1 墓地を墓碑の設置以外の目的に使用しないこと。
- 2 墓地及びその周辺（園路など）は、他に迷惑をかけないように常に清掃に保つこと。
（供花やお線香の包み紙、お供え物のほかごみ等はお持ち帰りください。）
- 3 霊苑（墓苑）内の樹木や石類を破損したり、不当に使用や処分をしたりしないこと。
- 4 墓地を他人に譲渡または転貸しないこと。
（譲渡または転貸の事実が判明した場合、使用許可を取り消すことがあり譲受人や借主にも迷惑が及びます。）

◎ 次の場合は、必ず届け出てください。

【施工届】……………墓碑などを設置または改造する場合は事前に

★大きさ、高さに制限があります。

- ・墓碑の後面は境界ブロックから30cm以上離し、苑内通路側を正面にして設置してください。
- ・墓碑などの高さは、加賀市中央霊苑は2.5m以内、山中上原墓苑は2.0m以内とします。

【墓地納骨（改葬）届】……………焼骨を埋蔵する場合は事前に

【代理人指定（変更・廃止）届】……………使用者が市外に転出する場合等

【墓地使用者・代理人住所等変更届】……………使用者または代理人が住所や氏名などを変更した場合

- ・住所不明のまま20年が経過すると、墓地の使用権が消滅します。

【墓地使用権承継届】……………使用者の死亡により墓地使用権を承継する場合

- ・民法上の相続人がいない場合は縁故者が承継
- ・使用者の死亡後3年以内に承継がない場合、墓地の使用権が消滅します。

【墓地使用許可証亡失届】……………墓地使用許可証を紛失した場合

【改葬許可申請書】……………焼骨を他の場所へ移す（改葬する）場合は事前に

【墓地使用権返還届】……………墓地を使用しなくなった場合

* 上記のことが守られていない場合は、墓地の使用許可を取り消す場合があります。

（お問い合わせ先）加賀市役所 産業振興部 環境課
〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地
電話 0761-72-7885/FAX 0761-72-7991
<http://www.city.kaga.ishikawa.jp/>
